入院時食事療養費の標準負担額（１食につき）

<table>
<tr><th>一般（70歳未満）</th><th>70歳以上の高齢者</th><th colspan="2">標準負担額（1食当たり）</th></tr>
<tr><td>●一般（下記以外）</td><td>●一般（下記以外）</td><td colspan="2">550円
●指定難病患者・小児慢性特定疾病児童等
精神病床に1年以上超入院する患者</td><td>330円</td></tr>
<tr><td rowspan="2">●低所得者
（住民税非課税）</td><td rowspan="2">●低所得者Ⅱ（※2）</td><td>●過去１年間の入院期間が90日以内</td><td>270円</td></tr>
<tr><td>●過去１年間の入院期間が90日超</td><td>220円</td></tr>
<tr><td>該当なし</td><td>●低所得者Ⅰ（※3）</td><td colspan="2">130円</td></tr>
</table>

※1 低所得者Ⅱ：①世帯全員が住民税非課税であって、「低所得者Ⅰ」以外の者

※2 低所得者Ⅰ：①世帯全員が住民税非課税で、世帯の各所得が必要経費・控除を差し引いたときに0円となる者、
あるいは②老齢福祉年金受給権者

※3 ※1・※2に該当する方は医療保険の保険者が発行する「減額認定証」が必要です。